

広島県告示第五百八十号

広島県漁業調整規則（昭和四十一年広島県規則第五十四号）第八条第二項及び第二十一条第三項の規定によって、定数漁業の許可及び起業の許可の申請期間を次のとおり定めた。

平成十九年五月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 定数漁業

瀬戸内海機船船びき網（二そういわし船びき網）漁業

二 申請期間

平成十九年五月十七日から平成十九年五月三十一日まで